

6 町村合併・市制施行

(一) 戦前の町村合併

(1) 八条村

ア、妙楽寺村・小尾崎村合併申請

田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

合村願

但馬国城崎郡第壹大区四小区

妙楽寺村

小尾崎村

改

八条村

右二ヶ村共、往古八一村ニ御座候ニ付、耕地ノ毎ク入

交リ居、従前差支ノ廉不少、心痛罷在候折柄、先般精々

合併一致ノ村落ト可相成様御口達ノ趣、区长ヨリ被達

候ニ付、右両村合併致候ハハ余程弁宜ニ可相成ト奉存、

則小前末々迄共議仕候処、聊故障無之旨申出候ニ付、

前書ノ村々合併奉願上候間、何卒御許容被成下度、依

之元二ヶ村反別絵図面・戸数人員明細書相添、用掛連

印ヲ以、只管奉懇願候。以上

元妙楽寺村

用掛

明治八年十一月

友田八良左衛門

元小尾崎村

用掛

小幡仙右衛門

豊岡県権令 三吉周亮殿

前条ノ通願出候間、何卒御許容被成度、依之奥書調

印仕候也。

第壹大区副区長

木築秀次

四小区戸長

田中彦右衛門

○小尾崎村(豊岡城下町建設のとき城下の一町として小尾崎町が分離、同町名と区別するため小字名をとって三坂村とも称した)は明治二十二年町村制の施行により新しく成立した八条村の大字となり、昭和八年豊岡町と八条村の合併により豊岡町三坂となった。江戸期の文書に「八条庄」と見え、古くから一帯を「八条」と呼んでいた模様。なお、この「合村願」にかかわらず両村の合併は成立していない。

## イ、豊岡町と合併

『但馬新聞』昭和六年九月十五日

隣接各村選視<sup>(理)</sup>のもとに

豊岡と八条の合併成立す

覚書の手交も了して残る所単に手続のみ

(上略) 豊岡町は七月五日合併委員を選任し、爾後双方数回の折衝を重ね、付近町村環視の下に覚書を手交

(中略)

豊岡・八条が手交した覚書

戸数割負担

豊岡 一〇〥八条 八・五<sup>(ママ)</sup>

議員二十九名内五名は八条

一、八条村を廃して豊岡町に合併

二、八条村の所有財産(第六項に定むるもの除外)及び負債は豊岡町に移す。

三、八条村立小学校は現位置に存置して高等科と補習

学校を廃して生徒は豊岡町の同種学校に移す。(夜間教授は従来通り)

以上

四、豊岡町所有財産及び負債は、新に編入する八条区域住民は等しく権利・義務を負担することは勿論とする。

ウ、豊岡町へ編入内申

豊岡市蔵

五、部落財産は現状のまま。

昭和七年六月三日

六、八条村所有の基本財産の内、村基本財産・水災救助基金・学校基本財産・有価証券、合計一万余円は

城崎郡豊岡町長 滝野彦次郎

八条部落財産として存置。

城崎郡八条村長 宮村与平治

七、町会議員数を二十九名として、内五名を八条に配置す。

兵庫県知事 白根竹介殿

八、戸数割一戸平均負担額は豊岡十一八条八・五の<sup>(マ)</sup>不均一賦課とす。

八条村ヲ豊岡町ニ編入ノ義ニ付、内申

九、円山川改修の為、必要の排水工事は合併後、直に実施し同時に水路開鑿を利用して其一片に道路を新設す。

左ノ条件ニ依リ城崎郡八条村ヲ同郡豊岡町ニ編入ノ義  
両町村会ニ於テ議決致候ニ付、御処理相仰度、別紙各  
議決書相添へ此段内申候也。

理由

八条村ハ豊岡町ノ南端ニ接続シ、行政・経済・産業・教育各方面ニ涉リテ豊岡町ト極メテ密接ノ関係ヲ有セルニヨリ、之ヲ豊岡町ニ編入シテ同一行政区域トナスコトハ両町村ノ利便且幸福ヲ増進セシムルコト頗ル大ナルモノアリト信ス。

条件

一 八条村ハ之ヲ廃シ、其区域ヲ豊岡町ニ合併スルモノトス。

二 八条村所有ノ財産及負債ハ之ヲ豊岡町ニ移ス。

三 豊岡町所有ノ財産及負債ハ、新ニ編入スル八条区域ノ住民ノ等シク権利ヲ有シ義務ヲ負フハ勿論トス。

四 八条村立小学校ハ現在ノ位置ニ存置シ、同高等科

及補習学校・青年訓練所ハ豊岡町ニ移スモノトス。

但シ、夜間教授ハ従前ノ通り行フモノトス。

五 部落財産ハ現状ノ儘トス。

六 戸数割ノ一戸平均負担額ハ豊岡町一〇ニ対シ八条村八ノ割合ニ依ル不均一ノ賦課ヲ為スコトトシ、八条村負担額ノ一人別賦課額ノ査定ハ八条村側ニ任スルコト。但シ、本条ノ有効期間ハ合併後五ケ年トス。

七 合併実施期日ハ昭和八年四月一日トス。

以上

(兵庫県告示第二百二十一号「立野地区の項」参照)

(2) 立野地区

豊岡市蔵

ア、豊岡町へ編入意見

意見書

一 町村区域変更ノ件

域崎郡新田村ノ内、立野村ヲ豊岡町ニ編入

新田村ノ内、立野村ハ橋梁ヲ以テ豊岡町ト隣接シ、地理上・經濟上豊岡町ト密接ノ關係ヲ保ツニ拘ハラズ從來ノ誤ラレタル行政区画ニヨリ新田村ニ屬スルニ依リ不便殊ニ甚シ。即チ児童通学・村役場往復ノ如キ一ニ豊岡町ヲ通過セサレハ通路ナキノ有様ニシテ、学齡児童ノ殆ント全部ヲ挙ケテ豊岡町ニ單身寄留ヲナサシメニ重ノ負担ヲ受クルカ如キハ一ニ町村区画ノ宜シキヲ得サルニ因ル。故ニ同大字ハ数年前ヨリ新田村ヲ離レテ豊岡町ニ編入ヲ熱望シテ止マザルノ状況ニ在リ。實ニ地理上・經濟上・教育上、区域ノ變更ヲ至当ナリト認ム。依テ町村制第三条ノ所措アランコトヲ望ム。

右、郡制第三十二条ニ依リ意見書呈出候也。

大正五年一月二十五日

城崎郡会議長 伊地智三郎右衛門

兵庫県知事 服部一三殿

○明治二十二年の町村制により旧来の村は新しく生まれた「大」村の大字となったが、住居表示は大正六年まで例えば「城崎郡新田村ノ内、立野村」とし、以降は「城崎郡新田村字立野」とした。

イ、村税等滞納処分に対する抗議及訴願

緊急上申書

新田村立野区民、茲ニ再ヒ書ヲ裁シテ村長貴下ノ猛省ヲ促ス。

曩ニ多年紛擾セル立野部落ノ分離問題ニ関シ区长外三名区民ヲ代表シテ出頭シ現下ノ窮状ヲ訴ヘ切ニ嘆願スル所アリシカ、貴下ハ頗ル区民ノ境遇ニ同情シ其所思ヲ貫徹セシムヘク数日ヲ期シテ協議会ヲ開催シ円満裡

二 協調センコトヲ約セラレシヲ以テ、区民ハ其好意ノ厚キヲ感謝シ早ク其日ノ到ランコトヲ待チシニ、日ヲ過キ月ヲ踰ユルモ未タ其報ニ接セス、区民ヲシテ貴下ノ真意ヲ疑ハシムル、是レ其第一。

協議ヲナシ不幸不調ニ了ラハ、已ムナク正ニ抛リ法ニ則リテ事ヲ断スベシ。然ルニ、何等開催ノ牒ヲ発セスシテ直ニ滞納処分ヲ行フ。貴下ノ真意ヲ疑ハシムル、是レ其第二。

納税ハ国民ノ一大義務タルコトハ区民ノ等シク知悉セル所ニシテ、滞納ノ如キハ未タ曾テ有ラザル所ナルモ、納ムヘカラサル事由ノ存スルアリテ滞納ヲ敢テセルモノナリ。若シ仮ニ其事由不当ナリトセハ、貴下ハ先ツ懇ニ説キテ其不法ヲ戒メ、其確執ヲ融解セシムルニ努ムル、当ニ貴下ノナスベキ職掌ナラスヤ。然ルヲ、一回ダモ区民ニ接シ懇説シタルコトナクシテ、突然法ニヨリテ之ヲ所断セントス。区民ヲシテ貴下ノ真意ヲ

疑ハシム、是レ其ノ第三。

滞納処分ハ懲戒処分ニ非ス。從テ、之レガ処分ヲ行フニハ先ツ動産物ヨリ始ムルハ通常ノ法規ナリ。然ルヲ滞納者ノ利益ヲ無視シ、交換価値アル動産アルニ拘ラス数倍若クハ数十倍ノ価値アル不動産物ニ対シ処分ヲ始メタルハ、徵税ヲ目的トセル処置ニ非スシテ懲戒ヲ目的トセル行為ナリ。民意ヲ容ルヘキ為政者ノ執ルヘキ行為ニアラス。貴下ノ真意ヲ疑ハシムル、是レ其第四。

滞納処分ハ町村長ノ名ニヨリテナスヘク、若シ之ヲ書記ニヨリテナサシムル時ハ町村長何々臨時代理何々書記トシテ行ハシムルヘキハ法規ノ示ス処ナリ。然ルニ、唯単ニ一ノ書記ノ名ニヨリテ行ハシムルハ、事ヲ輕視シ自ラ其陣頭ニ立ツヲ忌避セラルゝガ如キ態度ナリ。貴下ノ真意ヲ疑ハシムル、是レ其第五。

總ベテ町村ノ住民ハ、納税ノ義務ヲ負フガ故ニ各自与

ヘラレタル権利ヲ有ス。国民教育ヲ受クルガ如キ其權利ノ大ナルモノナリ。然ルニ区民ハ其權利ヲ行使セザルガ故ニ義務ノ軽減ヲ請フモ、怙トシテ一顧ヲ与ヘサルノミナラス、曰ク「ソハ立野ノ任意ナリ。義務ヲ負ハシムルガ故ニ就学ノ權利モ与ヘタリト」。今夫レ立野部落約六十ノ学童ヲ引率シテ到ラバ、狹隘ノ校舍何レノ教室ニカ収メントスル。事実ハ総テヲ語ル最良ノ証ナリ。此ノ如キハタゞニ一時ヲ糊塗セントスルノ曲言ニ過ギズ。而<sup>シテ</sup>妄ニ納税ノ義務ヲ強要ス。貴下ノ真意ヲ疑ハシムル、是レ其第六。

町村長ハ町村全般ニ亘ル平等ノ福利ヲ計リ、各其堵ニ安ンシテ業ヲ執ラシムルハ為政者トシテ当ニカムヘキノ事タリ。然ルニ、一部落拳テ悲境ニ泣クモ在再日ヲ涉リテ更ニ顧ミラレサル如キハ、貴下ノ真意ヲ疑ハシム、是レ其第七ナリ。

抑々、貴下ノ村長トシテ職ニ就カル、ヨリ以降、日夜

村政ニ淬礪シ一意村内ノ利便ヲ計リ或ハ耕地ノ整理ニ或ハ学校ノ建設ニ或ハ水利ノ灌排ニ凡ソ住民ノ福利ニ関シテハ細大遺スナク画策セラレ、其画策又着々効ヲ収ム。吾等亦名村長ヲ得タルヲ悦ヒ、多年ノ懸案タル難問モ亦貴下ノ手腕ニヨリテ初メテ解決セラルヘキヲ期待セシニ、事コレニ違ヒ曩ニハ区民ニ同情ヲ表シ今ハ之ニ反シテ無情ノ行為ヲ敢テセラル。吾等マタ其真意ノ在ル所ヲ疑ハサルヘカラザル所以ナリ。

懐フニ是レ貴下ノ真意ニ非ルヘシ。貴下ハ常ニ言フ「予ハ朴直ヲ愛シテ綺語ヲ嫌フ」ト。或ハ然ラン。然レトモ貴下ハ村治ニ於ケル錯誤カ<sup>（ヒ）</sup>縦ヒ村議ノ決ニヨリテ行フモ、其責ハ拳ゲテ負ハサル可ラサルヲ知レリ。故ニ若シ事ヲ議シテ不利ナルヲ見バ極力之レニ向テ正ヲ説キ、而シテ猶ホ聞カサレバ<sup>（まさ）</sup>応ニ挂冠シテ去ルヘシ。何ノ躊躇カコレアラン。

客歳曾テ村会ヲ開ク。村議各々口ヲ村經濟ニ籍リテ妄

リニ立野部落ノ分離ヲ拒ム。果シテ一部落ノ分離ガ村トシテ立ツヘカラサルノ悲境ニ陥ラシムルヤ否ヤ、之ヲ遠キニ寛メスシテ近キ村落ノ經濟ニ対照スレハ其不条理ナルコト掌ヲ視ルヨリモ明ラカナリ。

星霜ヲ経ルコト四十有余、其間教育ヲ受ケスシテ教育ノ費ヲ徴シ一モ顧ミスシテ之ヲ当然ナリトイヒ、第二校ノ巨離(眞以下、同)ニシテ猶ホ通学ヲ難シトスルニ倍々加セル遠巨離ニ校舎ヲ新築ス。立野ヨリ巨離、村内最モ遠巨離ノ部落ニ比シ殆ト倍ニ近シ。而シテ、其費ノ重担ヲ負ハシメ、法ノ免ス所其膏血ヲ搾リテ苦シム、恰モ可憐ノ孤児ニ惡漢圍繞シテ多数ヲ恃ミコレガ喉ヲ扼シ腕ヲ振シテ苦マシムルノ感アリ。付近ノ村長等之ヲ視ルニ忍ヒス切ニ立野ノ苦境ニ同情シ、此ノ窮苦ヲ免レシメントシテ百方斡旋ニ勉メラレシモ不幸水泡ニ帰シタリ。當時、但日新紙此状ヲ記シテ曰ク、新婦ヲ苦役虐待シ飽クマテ其ノ利ヲ収メテ後、之ヲ放還スルニ似タリト。

真ニ適評ト云フヘシ。之ヲ暴トヤイハン、残トヤ云ハン。殆ト言フ所ヲ知ラサルナリ。

凡ソ士ノ貴ブ所ハ名譽ニ在リ。功成リ名遂ケテ身退クハ潔士モ羨ム所ナリ。

貴下就職以來造次顛沛ニ村治ヲ図リ、其業亦着々成功シテ唯一此難題ニ悩ム。貴下能ク之ヲ円満ニ解決シテ、怨嗟ノ声ナカラシムル所信アラハ則チ可ナリ。若シ(しからず)否ンハ、恣々トシテ一日モ其職ニ在ルノ秋ニアラス。

一日延ブレバ一日戸位ノ誹リアリ、一月後ルレバ一日素餐ノ罪ヲ累ス。吾カ立野区民ハ、多数村議カ法ニヨリテ抑フレハ法ニヨリテ抗シ、其所志ヲ貫クマテ誓テ止マサルモノナリ。

吾等区民ハ敬愛セル貴下ニ告ク。宜シク四圍ノ事情ニ鑑ミ将来ノ推移ヲ慮リ、沈思黙考貴下ノ公正ヲ頌ハシ、区民ノ疑團ヲ解カンガ為メニ断然其去就ヲ決シ、九切ノ功ヲ一簣ニ欠クガ如キ悔ヲ遺サザランコトヲ切ニ希



望シテ已マサル所ナリ。茲ニ区民一同ノ熱誠ヲ披瀝シ、  
貴下ノ為メニ所決ヲ促ス所ナリ。 敬白

○昭和三年六月十五日、城崎郡新田村立野七九番地本井直一  
他六十四名より新田村長細田市右衛門へ宛てたもの。同時  
に同月十九日付（新田村役場受付け）で、兵庫県知事宛に  
村税滞納処分取消のための「訴願書」も提出しているが、  
その結果は未詳。

### ウ、豊岡町へ編入内申及び県告示

昭和七年六月三日

城崎郡豊岡町長 滝野彦次郎  
城崎郡新田村長 竹中理太郎

兵庫県知事 白根竹介殿

新田村ノ一部・立野部落ヲ豊岡町ニ編入ノ  
義ニ付、内申

左ノ条件ニ依リ城崎郡新田村ノ一部・立野部落ヲ豊岡  
町ニ編入ノ義、両町村会ニ於テ議決致候ニ付、御処理  
相仰度、別紙各議決書相添へ此段及内申候也。

### 理由

新田村立野部落ハ同村ノ西北隅ニ辺在シ、本村トノ交  
通連絡極メテ不便ナルニ反シ、豊岡町トハ指呼ノ間ニ  
在リテ古来小学児童ノ如キハ豊岡校ニ通学セル等ノ関  
係上、人情・風俗ハ全然豊岡町ニ同化シ、行政・経済・  
其他各方面ニ於テモ亦豊岡町ニ密接ノ関係ヲ有セルニ  
ヨリ、同部落ヲ豊岡町ニ編入セントスルノ儀ハ明治四  
十年頃ヨリ屢々提唱セラレツゝ機熟セズシテ今日ニ至  
リタルモノナリ。然ル所、最近円山川改修工事ニヨリ  
河身変更シテ同部落ト新田村トヲ中断シ、右兩者ノ不

便益々増大スルト共ニ豊岡町ト同部落ノ關係一層密接トナリ、現ニ昭和六年度ヨリ同部落ノ小学児童ハ全部豊岡町ニ於テ委託教授ヲ施セルガ如キ実状ナルヲ以テ寧口同部落ヲ新田村ヨリ分割シテ豊岡町ニ編入セシムルコトハ同部落民ノ利益・幸福ヲ増進スルト共ニ地勢上極メテ適當ナル措置ト信ス。

条件

一 報償金トシテ豊岡町ヨリ新田村ニ対シテ金貳万円ヲ左記年度ニ分割シ提供スルモノトス。但シ、支出ノ期日ハ昭和八年度分ニ在リテハ四月一日、其他ハ十二月末日限リトス。

金五千円也 昭和八年度

金参千円也 昭和九年度

金参千円也 昭和十年度

金参千円也 昭和十一年度

金参千円也 昭和十二年度

金参千円也 昭和十三年度

一 編入スヘキ地域ハ新円山川ヲ以テ境界トス。

一 編入実施ノ期日ハ昭和八年四月壹日トス。

一 新田村有財産及負債ハ立野部落ノ編入ニ依リ分割

処分ヲ為サザルモノトス。

一 昭和七年度以前ノ立野部落ニ於ケル滞納村税ノ徴

収ニ就テハ、豊岡町ハ出来得ル限り援助ヲ為スモノ

トス。

以上

○兵庫県告示第二百二十一号

町村制第三条ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得、昭和八年

四月一日ヨリ城崎郡八条村ヲ廃シ、其ノ地域全部及

同郡新田村ノ中、別記<sup>(立野)</sup>地域ヲ城崎郡豊岡町ニ編入ス。

昭和八年三月二十五日

兵庫県知事 白根竹介

記

小字 地番	地目	反別	
		反	別
(大字立野のうち)	畑	三三、六二八	八〇〇、九〇
合計 (明細略)	宅地	六三、一一五	一、六三六、二二
	山林	七、八七三、八七	一、二五九、六七
	墳墓地	六一九	五、二三
	社地	一〇一	一
	土地収用 所敷地	三、三二五	一
	雑種地	三、九〇〇	一
		〇、〇〇四	一

以上、各筆間及其ノ地先ニ属スル道路・溝渠・河川等一切(新田山川ハ河川ノ中心ヲ以テ境界ト

ス)

○兵庫県告示第二百七十八号

昭和八年四月一日ヨリ城崎郡八条村ヲ廃シ、其ノ地域及同郡新田村ノ一部ヲ城崎郡豊岡町ニ編入シタル結果、其ノ関係町村ノ人口左ノ通トス。

昭和八年四月一日

兵庫県知事 白根竹介

- 一 城崎郡豊岡町 一万四千百九十八人
- 一 城崎郡新田村 二千百七十三人

エ、豊岡町へ編入の諮問答申議決

「新田村会議事録」昭和七年十月二十六日

町村合併ニ関スル諮問ニ答申ノ件

議長(竹中君) 之ヨリ諮問案ノ審議ニ入りマス。第一次会ヲ開キマス。

一番(稻垣君) 本諮問ハ已ニ本村会ニ於テ内申決議

ヲナセル故、止<sup>レ</sup>得ズ賛成スルモ元來町村ノ併合ハ事尤モ重大ニシテ輕々ニ斷行スベキモノニアラズ。而モ五百戸未滿ノ小村タル本村ノ如キハ、立野部落ヲ豊岡町ニ編入セラレタル後ノ本村ハ財政上非常ノ困難ヲ來スモノト認メラル。前後処置ニ就キ理事者トシテ対策アルヤ如何。

議長（竹中君） 一番君ノ御意見至極同感ナリ。本問題ハ過去二十有余年ニ亘リ本村歴代理事者ノ悩ミ來リシ所ニシテ、之ガ解決ニハ県当局ヲ初メ地方有力者ノ調停ヲ煩ワス事累次ニシテ、殊ニ大正十五年以來<sup>立野</sup>同部落ハ村税ノ滯納同盟ヲ決行シ、本村自治行政ノ上ニ一大暗影ヲ投ジタルモノナリ。昨年、各位ト協議シテ同部落ノ小学児童ヲ豊岡町委託教授ヲナシ漸ク一時的ノ解決ヲナシタルモ、円山川ノ改修ニ伴ヒ地形ノ變化ニヨリ早晚分離ノ時機來ルモノト認めラレタルノ時、恰モ豊岡病院ノ位置問題起リ地方ノ

大問題トシテ付近町村ノ平和ヲ欠クニ至リ、監督官庁ニ於テモ非常ニ憂慮、態々地方課長ノ出張ニヨリ、数次折衝ノ結果、協定案ニ依リテ解決シタルモノナリ。素ヨリ町村制施行以來ノ歴史アル自治体ノ分離ニ就テハ利害問題ヲ離レテ賛成スルモノニアラザルモ、周囲ノ事情止<sup>レ</sup>得ザルニ出デシコトハ各位ノ諒トセラルゝ所ナリ。茲ニ、便宜上答申案ヲ議長ニ於テ作製シタリ。慎重審議セラレンコトヲ望ム。

十一番（島中君） 立野部落トシテハ、本問題ニ就テハ二十數ケ年研究セル案ナリ。今回、豊岡町ニ編入ノ諮問ヲ發セラレタルニ付テハ直ニ賛意ヲ表スル管ナルモ、尚豊岡町ニ對シテ部落トシテ交渉シタキコトアリ。本案審議ヲ延期セラレンコトヲ望ム。

五番（岡君） 此場合、暫ク休憩セラレンコトヲ希望ス。

三番（井上君）・十二番（西堂君） 五番説ニ賛成。

議長（竹中君） 五番君ノ動議ニ満場御賛成故、暫ク休憩シマス。

議長（竹中君） 休憩中協議ヲ重ネマシタガ、尚研究ヲ要スル重大案デ有リマスカラ本日ハ之ニテ散会致シマス。

○

「同右」昭和七年十一月二十四日

第三十九号議案（十月二十六日提出。審議延期）

議長（竹中君） 之ヨリ十月二十六日ノ本会ニ於テ審

議ヲ延期シタル立野部落ヲ豊岡町ニ編入ノ知事諮問

ニ答申案ヲ議題ニ供シマス。

五番（岡君） 已ニ屢々協議会等ニ於テ協議セル事故、

事情止<sup>ム</sup>ラ得ズ。決シテ分離ヲ好ムモノニアラズ。理

事者トシテ前後策ニハ善処セラレンコトヲ望ム。

三番（井上君） 本問題ハ遠ク二十数年ノ懸案ナルモ、

最近ノ動機ハ豊岡病院ノ移転問題ニ依ル。豊岡病院

組合トシテ相当ノ謝意ヲ表セラル可キハ調停当時、

本村ヨリノ要求条件ナリシナリ。病院組合トシテ何

等ノ挨拶ナキヤ。

議長（竹中君） 調停当時豊岡病院組合管理者及組合

会有志トシテ、本問題ニ関係シニ、三有志ヨリ相当

謝意ヲ表スベキ旨、非公式ニ言明セラレタル事実ハ

之ヲ認ムルモ、既ニ地方課長及其他有志ヨリ公式ニ

調停案ヲ発表シ、本村ニ於テモ之ヲ認メタル以上、

病院ヨリ何等カノ措置アレバ兎ニ角、本村ヨリ請求

等ハ如何ト思フ。

五番（岡君） 其等ノ点ニ就テハ、凡テ理事者ニ於テ

相当考慮ノ上、善処セラレンコトヲ望ミ、答申案ニ

賛成ス。

（中略）

議長（竹中君） 満場御異議ガアリマセヌカラ、本答  
申案ハ満場一致ヲ以テ可決確定シマス。早々、答申  
ヲ進達スルコトト致シマス。（午後二時四十五分閉  
会）

(3) 田鶴野村

ア、豊岡町へ編入内申及び県告示

豊岡市蔵

昭和十八年三月十一日

城崎郡豊岡町長 佐川恒太郎

城崎郡田鶴野村長 岡 宗太夫

兵庫県知事 成田一郎殿

田鶴野村ヲ廃シ豊岡町ニ編入ノ儀ニ付、内申

城崎郡田鶴野村ヲ廃シ、其ノ地域全部ヲ同郡豊岡町ニ  
編入ノ儀、両町村会ニ於テ議決致候ニ付、御処理相仰  
度、別紙各議決書相添、此段及内申候也。

○

○兵庫県告示第三百二十六号

町村制第三条ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得、昭和十八  
年四月一日ヨリ城崎郡田鶴野村ヲ廃シ、其ノ区域全  
部ヲ城崎郡豊岡町ニ編入ス。

昭和十八年三月三十日

兵庫県知事 成田一郎

○兵庫県告示第三百二十七号

昭和十八年四月一日ヨリ城崎郡田鶴野村ヲ廃シ、其  
ノ区域全部ヲ城崎郡豊岡町ニ編入ノ結果、豊岡町ノ  
人口左ノ通トス。

昭和十八年三月三十日

兵庫県知事 成田一郎

城崎郡豊岡町 一万七千二百三人

入ノ儀、両町村会ニ於テ議決致候ニ付、御処理相仰度、別紙各議決書相添此段及内申候也。

○

(4) 三 江 村

ア、豊岡町へ編入内申及び県告示

豊岡市蔵

昭和十八年六月三十日

城崎郡豊岡町長 佐川恒太郎

同 郡三江村長 田中藤右衛門

昭和十八年四月二十日

城崎郡豊岡町長 佐川恒太郎

城崎郡三江村長 田中藤右衛門

兵庫県知事 成田一郎殿

三江村ヲ廃シ豊岡町ニ編入ノ儀ニ付、追申

兵庫県知事 成田一郎殿

三江村ヲ廃シ豊岡町ニ編入ノ儀ニ付、内申

城崎郡三江村ヲ廃シ、其ノ地域全部ヲ同郡豊岡町ニ編

巽ニ本年四月十八日、豊岡町並ニ三江村両町村会ニ於テ議決、同月二十日豊総第二〇五号ヲ以テ申請、城崎郡三江村ヲ廃シ其ノ地域全部ヲ七月一日ヨリ豊岡町ニ編入スルノ件、都合ニ依リ編入期日ヲ八月一日ニ延期致度候条、御許可相成度、此段追申候也。

○兵庫県告示第七百十号

町村制第三条ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得、昭和十八年八月一日ヨリ城崎郡三江村ヲ廃シ、其ノ区域全域ヲ城崎郡豊岡町ニ編入ス。

昭和十八年七月二十七日

兵庫県知事 成田一郎

○兵庫県告示第七百十一号

昭和十八年八月一日ヨリ城崎郡三江村ヲ廃シ、其ノ区域全部ヲ城崎郡豊岡町ニ編入ノ結果、豊岡町ノ人口左ノ通トス。

昭和十八年七月二十七日

兵庫県知事 成田一郎

城崎郡豊岡町 一万九千二百六十七人

○

(二) 市制施行

豊岡市蔵

(1) 北但都市構想関係町村議決

ア、豊岡町

第三号議案

時勢ノ進運ニ伴ヒ北但地区ニ近代的一大文化都市ヲ建設スル為、城崎郡豊岡町・日高町・城崎町・港村・五莊村・国府村・中筋村・新田村・奈佐村・内川村・八代村、出石郡出石町・神美村・小坂村ヲ併合、市制ヲ断行シテ強固ナル地方自治団体ヲ建設シ、民主主義ニ依ル地方行政ヲ執行シ、以テ自治ノ振興発展・住民ノ福利増進ヲ期セントス。

追テ併合ニ関スル細目ニ付テハ関係町村協定シ、別



途議決ヲ得ルモノトス。

昭和二十一年二月四日提出

豊岡町長 伊地智 成

議案第壹号

ウ、港 村

(案文は、前記豊岡町議案と同じ。略)

「右原案ノ通、議決確定 昭和廿壹年貳月四日」

昭和二十一年二月七日提出

城崎郡港村長 吉田総九郎

イ、城崎町

「保留。

議案第一号

町村合併市制断行ニ関スル件

(案文は「城崎町」を町村の冒頭に記す外は、前記豊岡町議

案と同じ。略)

昭和二十一年二月六日提出

城崎町長 西村卓二

十四ヶ町村ノ大同団結ヲ目途トシ提案セラレタル  
村長ノ意ハ諒トスルモ、合併後ノ具体的運営方針  
等明ナラサル現状ニ於テ合併即決ヲ不可トスル村  
民大部ノ意向ハ無視シ難キモノアルヲ以テ、本案  
決定ヲ見合スルノ要アリ」

「右原案可決確定」

○「北但都市構想」は、豊岡・城崎両町議会が賛成、日高・  
出石両町議会は時期尚早として反対、他の一〇村議会は決議

を保留した。

## (2) 市制構想

### ア、試案

(表紙)

#### 市制構想試案

豊岡・五荘・新田・中筋

四ヶ町村市制研究連合委員会

### 序

新市の発展及び新市民の福利と繁栄は、一にかゝつて今後の市行政の運営の如何にある。従つて其の責務は新市民を代表する市長と市議会にあるものであるが、今四ヶ町村が解体合併するに当つては当然に相互に承

認し合う新市への基本的方針が樹立されなければならない。即ち、

- 一、如何なる形態の新市を建設すべきか。
- 二、如何なる基本的方針に基いて新市を運営発展せしむべきか。

の二点において関係町村が相互に確認了解し得る構想が生れなければならない。

このような見地から、市制研究連合委員会は本文のような新市制体構想試案(草案)を作成する。

### 第一章 総論

#### 一、新市の性格

新市は山陰地区の門戸を扼して山陰の経済・文化の前衛であり、且つ但馬の中心として但馬全体の政治・経済・文化の枢軸であると共に、穀倉但馬平野の中央に位した農業的に重要な地理的環境にある。

従つて農業政策の重要性を考慮して農業・商工業を有機的に連絡調整させた所謂田園文化都市である。

二、新市の理想と政策

田園文化都市としての性格をもつ新市は、次のような理想と政策を高揚する。

(一) 新市はその地勢的環境と人文的環境を最高度に開拓利用する方策をたて、生活資材需給の自給圏を確立し、併せて移出特産品の生産増強政策を樹立する。

(二) 農産物生産地帯に高度の生産上昇施設をほどこし、農村方面の購売力を増大させ、以つて通貨の活発な環流をうながし、商工業の繁栄に資する。

(三) 新市はより強大な経済力を以つて高度の商工業策を樹立し、全但馬物産を新市商工地帯に集約させると共に、これが販路を全国に開拓拡充し、以つて新市民並びに全但馬民衆の福利と繁栄を図る。

(四) このような経済政策と理想とを完成させるため、

ひとしく世人の尊敬に値する商業道德・農民道德高揚の文化政策を講ずる。

(五) 由来、港湾を持たない都市の意義は極めて微少であると云われているが、新市は近い将来、次の理由によつてその港湾を保有することを深く銘記すべきである。

1、新市は但馬を貫流する円山川の河口から僅かに六杵の位置にある。

2、円山川第二次改修計画と共に兵庫県裏玄関である円山川河口修築港湾計画が、目下県当局に於いて鋭意構想されつゝある。

右二点によつて海路より発展の可能性をもつ新市の将来はまことに洋々たるものである。

(六) このような理想的立地条件を持つ新市は、単に新市内の経済振興政策ばかりでなく、丹後・丹

波・但馬の全地区及山陰地区にまでその勢力を拡張する真摯な大政策を構想し、以て港湾に繋ぐ船腹をして輸移出入物資を満載させる中心的集散都市にまで発展させなければならない。

(七) 以上の見地から新市としては一方、商工都市をも樹立すべきである。

## 第二章 各論

(中略)

## 第三章 結論

以上、総論における新市の性格・理想・政策に基づき、各論部門を企画すると共に、市制実施に伴う経済力の強化をもつて着々施設を實現化し、併せて農村の工業化及び機械化によつて生ずる余剰労力或は農閑期遊休労力を吸収活用するため積極的に工場を誘致し、以て新市の興隆を期する。

斯くして新市民が豊かにして明るい繁栄の中に各々その所を得て生活を歓喜する平和郷の建設こそ新市究極の目標とする。

## 別紙

(下略)

○この試案は、昭和二十四年六月八日豊岡町から関係三町に市制実施を申入れた後に作成された。

## イ、申請書

### 申請書

兵庫県城崎郡豊岡町・同郡五荘村・同郡新田村・同郡中筋村を廃し、その区域を以て昭和二十五年四月一日より新たに豊岡市設置の儀、別紙の通り関係町村議会

において議決しましたから御決定下さるよう理由書・議決書写・町村の状況に関する調査書を添えて申請致します。

昭和二十四年十二月十八日

豊岡町長 佐川 辰夫

五荘村長 甲斐中文治郎

新田村長 江本 晋

中筋村長 浅井 二郎

兵庫県知事 岸田幸雄殿

(添付書類、略)

ウ、要件

市としての要件

一、法定要件

(イ) 人口 (昭和二十二年国勢調査)

町村名	人口
豊岡町	三、六四八
五荘村	四、四三三
新田村	三、三三二
中筋村	三、九四三
計	三、二六二

(ロ) 市街地形成戸数

町村名	戸数	全戸数に対する割合
豊岡町	三、八〇五	三%
五荘村	五七	六・九
新田村	三	三・二
中筋村	一	一
計	四、四四五	六六・二

(イ) 商工業その他、都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数

町村名	豊岡町	五荘村	新田村	中筋村	計
人員	一七、五七一人	一、八四五人	七六三人	一、七一人	二〇、三六九人
全人口に対する比率	〇%	四	三	五	六四・四

二、県条例規定要件

(イ) 地方事務所・税務署・公共職業安定所は因より四十余の官公署が設置せられあり。

(ロ) 学校教育法第四章に規定する高等学校、又は同法第九十八条第一項の規定による中等学校数

豊岡高等学校

豊岡実業高等学校

(ハ) 公私立の図書館・博物館・公会堂、又は公園等の文化施設

町立豊岡図書館

(ニ) 上水道・下水道・軌道、又はバス事業の経営状

況及び経営見込

現在、豊岡町営上水道

市制実施の暁には市営バスを経営する計画なり。

(ホ) 住民一人当り国税、又は地方納税額

区分	国 税	県 税	町 村 税	合 計	昭和二十三年十月一日現在
納税額	一八〇、三、四三二円	二、六五、六四九円	二四、八〇、一三三円	二一六、五九、二一四円	三、三六四
一人当	五、七五・六二	三七・四一	七九・七七	六六九・三三	

(ㄥ) 前年度予算総額

町村別	前年度予算総額	一人当	昭和二十三年 十月一日現在 人口
豊岡町	三九、九三〇、三五七	一、八四五	二、六四一
五荘村	四、一八九、一六一	九三九	四、四六一
新田村	二、五七六、二六四	一、一三四	二、二七二
中筋村	三、二一三、二〇六	一、〇六一	三、〇一〇
豊岡町外 三ヶ村 中学校組合	六、〇七〇、三八五	一九三	三、三八四
合計	五五、九七九、三七三	一、七八三	三一、三八四

(ト) 銀行及び会社の数及び規模

(1) 銀行

銀行数	職員数	預金高	貸出額	所在町村
三	六名	三三、六二四、四〇円	一四、〇五、二一円	豊岡町

(2) 会社(資本金二十万円以上)

昭和二十四年十月末日現在

会社数	資本金	職員数	所在地
五六	五〇六、二一〇万円	一、九一四人	豊岡町 四四 五荘村 一二

(ㄱ) 商工業その他、都市的業態又はこれらの事業に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数の最近五ヶ年間の増加傾向

年次	増加人員	増加率	豊岡町	五荘村	新田村	中筋村	合計
昭和三年	一、九五人	八%	一、六九三人	一、七四四	七五五	一、六七一	一、九、五八六
昭和二年	二、七七	一、三	一、六九九	一、七七一	七七〇	一、六七	一、九、九六七
昭和一年	三、三九	一、三	一、七、三四二	一、七九二	七三三	一、六一	一、九、九四四
二十三年	一、七	一、三	一、七、四〇〇	一、八〇〇	六〇〇	一、七〇	二、〇、二二二
二十二年	一、五	一、三	一、七、五三二	一、八四四	六二二	一、七一	二、〇、三六九

(リ) 病院・診療所、劇場・映画館等の施設数

名称	診療科目		職員数			昭和二十三年 中診療人員	入院 病室 数
	全科	耳鼻喉科	看護婦	その他	醫師		
縣立保健所	一			一八	二	三七	
公立病院	一		七五	四九	一三	二〇、三二九	一四八
開業医院	一	二	二四	二一	一五	九五、二四九	四三
診療所	一		二	四	一	二六、三四八	
合計	四	二					一九一

○この資料は、昭和二十四年十二月二十日北但地方事務所から兵庫県知事宛に進達された「城崎郡豊岡町・五荘村・新田村及び中筋村の廃置分合について」（副申書）などに添えられた「豊岡市制施行に関する調書」中のものであるが、豊岡町側が作成した。

地方自治法第七条第一項の規定により、新に豊岡市を置くことにつき、兵庫県議会の議決を経て次のとおり定める。

昭和二十五年三月九日

兵庫県知事 岸田幸雄

(3) 豊岡市設置県告示

○兵庫県告示第百二十六号

昭和二十五年四月一日から城崎郡豊岡町・同郡五荘村・同郡新田村及び同郡中筋村を廃し、その区域を以て新に豊岡市を設置する。



○兵庫県告示第百五十七号

昭和二十五年四月一日から城崎郡豊岡町・同郡五荘村・同郡新田村及び同郡中筋村を廃し、その区域をもつて新に豊岡市を設置するにつき、これに伴う城崎郡及び豊岡市の人口は次のとおりである。

昭和二十五年三月二十七日

兵庫県知事 岸田幸雄

城崎郡の人口 六一、七一人  
豊岡市の人口 三、<sup>(マ)</sup>一三一人

(三) 戦後の町村合併

豊岡市蔵

(1) 県町村合併促進審議会答申

○兵庫県町村合併計画の策定に関する答申・別紙

(兵庫県町村合併促進審議会・昭和二十九年四月

十二日) 〔表は便宜上、横書きに改めた〕

(次ページ上段)

○同・第二次変更(昭和三十年三月二十三日決定)

(次ページ下段)

(2) 奈佐村・港村編入要望書・申請書及び県

告示

声明書

山陰の門戸を扼する豊岡市を中心とする五万都市の実現は、当地方住民の強い要望であり識者の声であることは論をまたないところであります。

豊岡市としては独り豊岡市のみ立場にたゞず、所謂兵庫県北部日本海側の中心地として、その昔明

町村合併計画

関係市町村名	人 口	面 積	昭和27年度決算額	
			歳 入	歳 出
城崎郡	人	平方秆	千円	千円
奈佐村	2,268	27.7	6,280	5,867
豊岡市	31,676	80.8	117,500	130,018
計	33,944	108.5	123,780	135,885
城崎郡				
内川村	1,551	19.4	5,126	5,126
城崎町	3,972	11.7	23,043	21,089
港村	4,838	28.9	14,141	13,180
計	10,361	60.0	42,310	39,395
城崎郡				
国府村	3,705	13.2	9,260	8,506
八代村	1,578	23.5	4,653	3,681
日高町	8,653	19.3	25,969	25,604
三方村	4,932	54.0	14,034	13,931
西気村	1,493	22.7	7,211	7,211
清滝村	2,690	16.0	7,488	6,928
計	23,051	148.7	68,615	65,861
出石郡				
出石町	5,398	8.1	16,224	16,137
室埴村	3,724	50.2	9,923	9,867
小坂村	2,530	7.8	7,451	7,159
神美村	4,665	45.5	10,955	9,569
計	16,317	111.6	44,553	42,732
合併関係町村	人 口	面 積	備 考	
豊岡市	人 31,676	平方秆 80.8	将来、城崎町と合併することを条件とする。	
城崎郡				
港村	4,838	28.9		
奈佐村	2,268	27.7		
計	38,782	137.4		

治<sup>(四)</sup>二年より明治九年まで但馬<sup>(八)</sup>五郡・丹波<sup>(三)</sup>二郡・京都府<sup>(丹後)</sup>北部三郡を統轄した豊岡県庁の所在地として政治・経済・文化・地勢・風俗、凡ゆる面の中核として

兵庫県の北海道との酷評を受ける程、僻辺の地として時代に取り残された全但馬綜合開発の要諦は、津居山港の改修と円山川改修並に北但振興道路を始めとする基幹産業道路の完遂を計るにあることは言を俟たない

ところであつて、先に第一次円山川改修も当時の豊岡町を中心として実施されたのであるが、既に第二次改修の必要に迫まれ、時偶々町村合併とその時を同じくして豊岡市とこれが下流に位する内川村・城崎町・港村を一丸とした津居山港改修並に円山川改修事業が財政多端の折からにも拘らず県当局の配慮と関係住民の協力並に市財政の負担とにより実施されつゝあり、該事業は素より、その他地勢的に或は産業開発の面、従来沿革又は人情的にも一町村を切り離しては到底達成できない諸問題が山積してゐるのであります。

ここに於て豊岡市を中心とする当地方の發展を想うとき、叙上の観点よりして円山川を一貫した豊岡市と内川村・城崎町・港村・奈佐村とが大同団結して北は日本海側における天然の良港津居山港を保有し、玄武洞・日和山・城崎温泉の天恵と円山川周辺一帯をめぐる観光地帯を併せて、商工業・農水産業を綜合した経

済自立圏を画する地方都市を建設し、兵庫県北部の中心地として一大飛躍發展を期することこそ、政治・經濟の安定性を確保し、関係住民に最大の福祉を齎すものであるとの結論に到達致しました。而して豊岡市制発足以来、但馬の諸問題を中央に陳情致しましても、この関係ブロックは先ず大同団結すべきとの勸奨を受けているところであり、又県の合併策定案にもこの五市町村の大同団結が認められてゐる所であります。

又、港村に於ては、この際小異を捨て、大同につき、三ヶ町村相携えて豊岡市に合併し、以て住民相互の福祉を増進し、延ては全但馬の飛躍的發展に應えんため終始大乘の見地に立つて、これが同調方を城崎町及び内川村に希求されたのでありますが、忽然として両町村のみの合併を決議したため已むを得ず次善の途を選ばるゝに至つたのであります。即ち、既にして城崎・内川両町村の合併決議を見ました以上、人口四万を有

する豊岡市・港村・奈佐村と致しましては、あくまでも関係住民共同福祉の大理想である大同団結が必らずや近き日に実現するものと期待しつつ、豊岡市・港村・奈佐村の合併決意を固めるの已むなきに立到った次第であります。

以上、一市二村が合併決意いたしました経過の概要であります。何卒、事情篤と御認識の上、大理想の実現について一段の御協力をお願い致します。

昭和二十九年九月二十五日

豊岡市長 佐川 辰夫

豊岡市議会議長 高橋六四郎

市民各位殿

○

昭和二十九年九月二十六日

豊岡市長 佐川 辰夫

城崎郡港村長 高谷実太郎  
城崎郡奈佐村村長 岡谷藤右衛門

兵庫県知事 岸田幸雄殿

城崎郡港村及び奈佐村を廃止し

豊岡市に編入について申請

城崎郡港村及び奈佐村を廃し、その区域を豊岡市に編入したいから必要書類を添え関係市村長連署をもって申請致します。

○

○兵庫県告示第百八十三号の五

地方自治法第七条第一項の規定により、昭和三十年四月一日から、城崎郡港村及び奈佐村を廃し、その区域を豊岡市に編入する。

昭和三十年三月二十八日

兵庫県知事 阪本 勝

○兵庫県告示第百八十三号の六

昭和三十年四月一日から城崎郡港村及び奈佐村を廃し、その区域を豊岡市に編入するにつき、これに伴う関係郡市の人口は次のとおりである。

昭和三十年三月二十八日

兵庫県知事 阪本 勝

豊岡市の人口 三八、七八三人

城崎郡の人口 五五、一九六人

(3) 神美村（穴見谷地区）の編入

ア、神美村村会議決

出石郡神美村を廃し豊岡市編入について

地方自治法第七条の規定により出石郡神美村を廃止し、その区域を以て豊岡市に編入し、同時に神美村有財産（一切の権利義務とも）は総て豊岡市に帰属せしめるものとする。

昭和三十一年十一月六日提出

神美村議会議員

西村 和雄

「昭和廿壹年拾壹月六日

関岡 義隆

原案可決」 田和仁左衛門

説明書

昭和二十八年十月、町村合併促進法公布施行せられ、てよりここに三年有余を経、去る九月三十日をもつて同法も過去のものとなりたり。

翻つて神美村の現状を顧るに、同法公布以前より合併意欲に燃え、隣村小坂村との合併も略々成就せん

とする曉、県に於て町村合併モデル地区に指定され  
出石町周辺を以てする一町三村の策定を受けたり。

爾來、県の策定実現に應ずるべく合併委員会の回を  
重ねること數十回に及ぶも県案即応の結論に達せず、  
その間県要路に対し住民の意志を伝え三宅校区のみ  
分村運動を展開したるも何等効なく、県に於て既定  
方針は変更せざる旨屢々表明せられたり。

然れども三宅校区住民は数十年來、經濟・交通・風  
俗・習慣を一にする山陰の雄都豊岡市との合併を希  
望してやまず、而して本村の現状を見ると三宅校  
区・小野校区は依然として合併に關し主張相容れず、  
三宅校区は嚴然として豊岡市との合併の熱望を捨て  
ず、然れども思ふに分村は大いなる悲劇であり、何  
れに合併するも町村制施行以來七十有余年一自治体  
として共々に過して來た現在、哀別離苦の念に堪え  
ず、寧ろ打つて一丸となり進むべきであるとの主張

強し。之又、先人の尊き訓へでもあり、村民一同右  
顧左蔽<sup>西</sup>することなく神美村全域を以つて豊岡市と合  
併するの勝れるに如かずとの結論に達したるによる。

## イ、陳情書

陳情書

但馬特に北但の開発は円山川の補修と津居山港灣の修  
築並に産業・觀光幹線道路の改修の完成を根幹とする  
ものでありまして、現に円山川と出石川との合流点ま  
で直轄河川に指定されており、円山川下流に位置する  
豊岡市・城崎町は一体となつて開発に當るべきであり  
ます。尚又、神美村穴見谷地区にあつては明治の古き  
から豊岡への合併を強く要望し、市制施行当時既に田  
園文化都市建設の爲、その構想の中に包含されて今日  
に至つたのでありまして、此の度この両地区の豊岡市

への合併を速やかに御承認下さるよう御高配お願い致します。城崎町は曩に県の合併策定計画により豊岡市に編入が決定されておるところであります。これに對して豊岡市の持つ構想は別紙市公報によつて御了承願ひたいと存じますが、神美村穴見谷地区との合併については県の策定計画に出石ブロック編入のモデル地区として決定されており、豊岡市としては慎重を期しこれを静観しておりましたが、本年七月二十五日神美村会協議会に於て穴見谷地区十二部落が満場一致をもつて豊岡市に合併賛成の決議がなされ、神美村長名儀をもつて申入れ要望がなされたのであります。然し乍ら本市と致しましては飽くまでも県の策定計画に基く決定を尊重してきたのであります。去る十一月六日神美村会に於て豊岡市への合併問題について票決の結果、九対六の多数をもつて決議がなされ、翌七日神美村長名を以て正式文書として別紙申入書写添付の通り

なされ、本市としては諸般の情勢を参酌したが、この上住民の意思を無視することは忍び難く農業形態・施策・經濟交流・風俗・習慣・教育・文化・交通等凡ゆる点からして現段階としては左記の通り具体的要件等も考慮した結果、立ち上がらざるを得なくなつた次第であります。

1 主要農産物の集荷保管等は豊岡市と共同で豊岡駅協同農業倉庫として営業している。

2 神美村穴見谷地区は豊岡市六方平野に接続し、但馬の穀倉地帯となっている。随つて六方川土地改良区は豊岡市・小坂村及び神美村で設置されており、低湿地帯から改良田へ一新されつゝある。

3 高等学校は自由学区となつているが、生徒は全員豊岡高校に通学している。

4 山陰唯一の公立豊岡病院は現在、豊岡市外二十ニヶ町村の組合立として運営されているが、この

地区は明治十年より豊岡市(町)と相携えて豊岡町外七ヶ町村をもつて組合を設立したものである。

5 豊岡市よりこの地区を結ぶ奥野・三江停車場線は産業道路として県道編入への拡張工事を進捗中である。

以上の理由により両地区は、小異を捨て、速かに北但総合開発の推進と住民今後百年福祉の為に大同団結するべきであると考えますので、天恵の薄き北但の実情を御賢察下さいまして、これが善処賜わらんことを切に懇願いたします。

昭和三十一年十二月 日

豊岡市長 佐川 辰夫

豊岡市議会議長 高橋六四郎

○「穴見谷地区十二部落」というのは、合併を実現した一〇部落の他、安良・田多地両部落を含む。

### ウ、伊豆・福居・嶋三部落合併申入書

合併申入書

私達伊豆・福居・嶋三部落は御市に合併を希望致しますので、別紙連署を添へ願出ます。

昭和三十一年十二月八日

伊豆部落代表 井崎 一夫

(以下、略)

豊岡市長 佐川辰夫殿

趣意書

吾々住民が豊岡市への合併熱望は多年の懸案であり、関係者が夙に研究課題として慎重なる審議を続けて参ったのでありますが、偶々新しい村づくりである町村合併促進法の制定をみ、これに則つて豊岡市合併への気運が醸成せられたことを心ひそかに喜んで居りまし



た処、これが施行策定に当つては我々住民の意志はくみとられず、その意に反して意外にも出石ブロックモデル地区としての指定を受けたのであります。そこで我々としては一応、県の策定については今後の建設が全く暗中模索の感でありましたが、県の意も忖度し、取敢ず決定通り四ヶ町村合併の後、豊岡市への合併を実現すべきだとしておりました処、県指定の合併が全然混乱となり、住民の福祉と希望も一敗地にまみれる様想と思考され、現段階に至つては分村合併も敢えて辞さない住民の決意がうかがわれ、豊岡市への早期合併を期すものである。

昭和三十一年十二月七日

(署名書・伊豆・田口繁雄外七八戸、福居・柴垣順一郎外三

六戸、嶋・田中農郎外五四戸)略)

## エ、勧告書及び調停案

勧告書

豊岡市

出石郡神美村

出石郡神美村と豊岡市の境界変更についての争論解決のため新市町村建設促進法第二十七条第一項の規定により、昭和三十二年三月二十六日兵庫県知事から町村合併調整委員の調停に付されたので、慎重な審議を経た結果、同法同条第二項に於て準用する同法第二十六条第三項の規定により、左記調停案を受諾するよう勧告する。

おつて昭和三十二年三月三十一日までに同調停案を受諾する旨の文書が、兵庫県知事に提出されないときは、調定案を拒否したものとみなす。

昭和三十二年三月二十九日

兵庫県町村合併調整委員

委員長 種継 新

委員 眞鍋又治郎

委員 細見達蔵

委員 俵 静夫

委員 小谷 守

調定案

出石郡神美村のうち大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・長谷・倉見・下鉢山及び上鉢山の区域を、豊岡市へ境界変更するものとする。

○豊岡市及び神美村は、三月三十日にそれぞれ議会を開き、この調定案の受諾を議決し、昭和三十二年九月一日から境界変更が実現した（『兵庫県市町村合併史』）。

才、編入申請

昭和三十二年六月二十六日

豊岡市長 佐川 辰夫

神美村長 平尾源太夫

兵庫県知事 阪本 勝 殿

市村の境界変更申請書

出石郡神美村の内、奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢山・上鉢山・長谷及び倉見の区域を豊岡市に編入合併したいから必要書類を添えて関係市村長連署を以て申請いたします。

カ、県告示、他

○兵庫県告示第三百九十一号の十五

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七  
条第一項の規定により、昭和三十二年九月一日か  
ら、出石郡神美村のうち大字奥野・市場・三宅・  
森尾・立石・香住・下鉢山・上鉢山・長谷及び倉  
見の区域を豊岡市に編入する。

昭和三十二年六月二十九日

兵庫県知事 阪本 勝

○兵庫県告示第三百九十一号の十六

昭和三十二年九月一日から、出石郡神美村のうち  
大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢  
山・上鉢山・長谷及び倉見の区域を豊岡市に編入  
するにつき、これに伴う関係市郡村の人口は、次  
のとおりである。

昭和三十二年六月二十九日

兵庫県知事 阪本 勝

豊岡市の人口 四二、一一〇人

神美村の人口 二、〇七七人

出石郡の人口 二二、九一九人

○兵庫県公報（昭和三十二年六月二十九日）号外「豊岡市の  
人口」とあるのは神美村のうち大字奥野・市場・三宅・森尾・  
立石・香住・下鉢山・上鉢山・長谷及び倉見の区域（穴見谷  
と略称）を含む人口であり、「神美村の人口」とあるのは穴見  
谷を除き、出石町に合併した神美村の人口である。ちなみに  
豊岡市に編入した穴見谷地区の人口は二、四一〇人である。  
なお、「出石郡の人口」は「神美村の人口」を含む人口であ  
る。

○兵庫県新市町建設促進審議会・第四回審議会

（昭和三十二年二月十九日）

出石郡出石町・神美村・小坂村及び室植村につ

いて

県計画のとおり四ヶ町村完全合併が適当であるとの結論に達し地元財務事務所長のあつせんによりとりまとめることになつている。

○兵庫県新市町村建設促進審議会・第五回審議会  
(昭和三十二年三月十七日)

真鍋会長から出石町ブロック(出石郡出石町・小坂村・神美村・室埴村)について神美村の一部が豊岡市編入を希望しており、これが認められれば同村の他の部落及び小坂村の一部においても豊岡市合併に動く可能性があるのでブロック四ヶ町村合併が困難になる旨説明し、四ヶ町村合併勧告を行つた後分町を調整するか、分町を調整した後合併勧告を行うかについて協議した結果、会長及び副会長で更に検討のうえ措置

することを一任した。

#### (4) 上佐野地区

ア、旧国府村北部地区編入陳情書

陳情書

調整委員の皆様、誠に御苦勞様に存じます。

われわれ北部七ヶ部落住民は、過去足かけ四ヶ年の長期に亘り宿望「豊岡市と合併」を要求し続けて参りました。(中略)

その為にわれわれは「国府」とか「旧氣多」とかいふ古い名称に固執せんとする旧村意識ないしは部落意識の衣はすでに遠き彼方に脱ぎすてました。そして、より文化的な、より科学性に富んだ清新な郷土を作り上げる為には、身命を賭してでも分町して豊岡と合併し

なければならぬという結論に達したのであります。

但馬の一大都市なる豊岡市

われわれの生活とあらゆる面で

一体性を有する豊岡市

われわれはこの憧れの豊岡市と合併する為に苦難苦闘の歳月を過して参つたのであります。われわれのこの強き意思は、この結晶を見届ける日までは断固としてゆるぎません。蓋し、分町に関する諸約束（県・日高町・北部の三者会談〈三十年三月十一日〉ならびに県の付帯決議〈三十年三月十五日〉等に於ける約束）の完全履行要求に他ならないのであります。（中略）

昭和三十二年三月

城崎郡旧国府村北部七ヶ部落住民一同

右代表

豊岡市合併推進委員会

委員長 森田勘一

旧国府村北部七ヶ部落 区長代表 林政太郎

旧国府村北部地区婦人会 会長 林 ゆき

旧国府村北部地区青年会 団長 林 敏夫

兵庫県新市町村建設促進審議会

調整委員殿

### イ、同地区編入問題勧告書

勧告書

豊岡市

城崎郡日高町

豊岡市と城崎郡日高町の境界変更に関する争論について、新市町村建設促進法第二十七条第一項の規定により、昭和三十二年三月七日兵庫県知事から町村合併調整委員の調整に付されたので慎重に調査審議の結果、

現状のまま推移するときは新町の全面的な建設推進に重大な支障を来たすことを深く憂慮し、従前当該地区が属した旧国府村全住民の共通の利益という見地から町村合併調整委員全員一致の意見をもつて、当該地域社会の円満且つ速かな建設発展を希求し、同条第二項において準用する第二十六条第三項の規定により左記の調停案を受諾するよう勧告する。

昭和三十二年六月二十二日

兵庫県町村合併調整委員

委員長 八百亀治

委員 俵 静夫

委員 坪田清一

調停案

一 城崎郡日高町のうち大字上佐野（通称納屋の区域を含む）・竹貫・上石・芝・池上及び野々庄の区域

に、分町の上豊岡市に編入の希望があるが、地勢・交通・経済・教育、その他の事情に照らし、日高町にとどまることが適当である。

二 城崎郡日高町は当該地域の円満且つ健全な発展に資する諸般の事業計画を早急に樹立し、優先的且つ積極的に実施するよう努力すること。

ウ、上佐野地区編入請願

上佐野・納屋部落、豊岡市編入について

請願書

今回、私達上佐野・納屋の二部落が豊岡市編入を請願致します所以は、隣接八条地区並びに対岸中筋地区とはいにしえより耕作関係、或いは氏子関係（雷神社）等あらゆる日常生活において一体性を有しています関係上、将来私達地域社会の向上・発展はそれ等の地域

と共に同一行政区内たることによつて絶対に約束されるものであると確信するからであります。

又、更に先般来の旧国府七ヶ部落の境界変更に係る調停におきましても、当二部落の豊岡市編入は客観的に見ても妥当性が認められるのは論を俟たざるものとして調整委員からは地元住民があくまで希望するならばその斡旋の労をとるとの前提があつたからであります。ここにおきまして二ヶ部落住民は一堂に会し慎重審議検討しました結果、此の際に是非豊岡市に編入を願う様との結論に達しましたので、直ちに調整委員及び県当局に対し早急にこの斡旋実現方を懇請申し上げたのであります。

豊岡市御当局並びに市議会におかれましては、何卒私達二部落住民の切なる要望に御応えいたゞきますよう衷心より御願ひ申上げる次第であります。

ここに二ヶ部落総有権者の署名簿を付して請願致します。

す。

昭和三十二年七月一日

上佐野

部落住民一同

納屋

右代表

上佐野・納屋豊岡市合併期成同盟会

委員長 金尾克巳

上佐野区長 中田重夫

納屋区長 上倉寅雄

豊岡市長 佐川 辰夫殿

豊岡市議会議長 高橋六四郎殿

(全戸署名、略)

工、同地区編入申請

昭和三十二年十二月十五日

豊岡市長 佐川辰夫

城崎郡日高町長 森垣利助

兵庫県知事 阪本 勝殿

市町の境界変更について申請

城崎郡日高町大字上佐野の区域を豊岡市に編入した  
いから、関係書類を添えて関係市町長連署をもつて申  
請いたします。

(中略)

三 境界変更の実施希望期日

昭和三十三年一月一日

才、県 告 示

○兵庫県告示第八百二十六号の七

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七  
条第一項の規定により、昭和三十三年一月一日か  
ら城崎郡日高町のうち大字上佐野の区域を豊岡市  
に編入する。

昭和三十三年十二月二十日

兵庫県知事 阪本 勝

○兵庫県告示第八百二十六号の八

昭和三十三年一月一日から城崎郡日高町のうち大  
字上佐野の区域を豊岡市に編入するにつき、これ  
に伴う関係市郡町の人口は次のとおりである。

昭和三十三年十二月二十日

兵庫県知事 阪本 勝

豊岡市の人口 四二、四五六人

城崎郡日高町の人口 二二、九三二人

城崎郡の人口 五四、五三八人



(5) 城崎町との協議

兵庫県新市町村建設促進審議会勸奨

昭和三十三年三月三十一日

兵庫<sup>マ</sup>県<sup>マ</sup>市<sup>マ</sup>町<sup>マ</sup>村<sup>マ</sup>建設促進審議会 会長 真鍋又治郎

豊岡市長殿

豊岡市と城崎町との合併について

標記合併についての経緯については種々曲折があつたが、今回同問題に対する当審議会の結論を別紙写のとおり城崎町長及び同議会議長宛通知勸奨したので、貴職におかれてもこの趣旨に副つて今後その実現に努力せられたい。

(別紙・写)

昭和三十三年三月三十一日

県新市町村建設促進審議会 会長 真鍋又治郎

城崎郡城崎町長殿

同 町議会議長殿

市町合併の推進勸奨について

貴町と豊岡市との合併計画については昭和二十九年五月十三日、県町村合併促進審議会の知事に対する答申には城崎町・内川村及び港村の三ヶ町村を一プロックとするが、その但書に「将来、豊岡市との合併が考えられる」と公表された。

その後、昭和三十年二月一日旧城崎町と内川村が段階的に合併し、更に同年四月一日港村は豊岡市と合併したが、その際、県町村合併促進審議会は前記二ヶプロックを一丸として大同合併すべき旨、合併計画を策定して、その推進を図つたが実現せずして今日に至つ

た。

およそ町村合併の目的は、町村の規模を適正化し、将来税財制度等の変動にも動じない規模と行財政能力の拡充を図り、その住民福祉の基盤を築くことにあり、その意味で当初、人口概ね八千以上を標準として出発した町村合併計画は、その後の進展により現在全国における町村の平均人口は約一万五千、県下における既合併町村の平均人口一万三千に達し、この傾向は益々その増大を見つゝある現状である。

そこで当審議会としては、貴町における観光温泉郷としての特殊性等をも勘案し、今直ちに豊岡市との合併について知事勧告を行うことはさけるが、貴町におかれても時運の進展による現状を直視せられ、一日も速かに豊岡市との合併を促進実現して、将来の基盤を確立されることが望ましいとの結論に達した。

よって、この旨を諒とせられ、今後時宜に適した住

民輿論の啓発に最大の努力を払われるよう当審議会の決議により勧奨する。

○兵庫県新市町村建設促進審議会第五回審議会

(昭和三十二年三月十七日)

城崎郡城崎町と豊岡市の合併(中略)については、知事勧告を行うと益々事情が複雑になるので、会長名をもつて合併勧奨を行うことを決定。